

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.5」を「100分の6.8」に改める。

第5条中「2万5,500円」を「2万6,500円」に改める。

第7条中「100分の2.9」を「100分の3.1」に改める。

第8条中「1万3,500円」を「1万4,500円」に改める。

第9条中「100分の2.4」を「100分の2.6」に改める。

第10条中「1万2,600円」を「1万3,600円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「1万7,850円」を「1万8,550円」に改め、同号ウ中「9,450円」を「1万150円」に改め、同号エ中「8,820円」を「9,520円」に改め、同項第2号ア中「1万2,750円」を「1万3,250円」に改め、同号ウ中「6,750円」を「7,250円」に改め、同号エ中「6,300円」を「6,800円」に改め、同項第3号ア中「5,100円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「2,900円」に改め、同号エ中「2,520円」を「2,720円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,825円」を「3,975円」に改め、同号イ中「6,375円」を「6,625円」に改め、同号ウ中「1万200円」を「1万600円」に改め、同号エ中「1万2,750円」を「1万3,250円」に改め、同項第2号ア中「2,025円」を「2,175円」に改め、同号イ中「3,375円」を「3,625円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,800円」に改め、同号エ中「6,750円」を「7,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

大磯町長 池田 東一郎